

## 第八章 学校教育のあゆみ 多面的な取り組み

### 第一節 教育行政のあゆみ

#### 一. 国の指導要領と本市の対応

**指導要領の改訂** 一九六〇年代以降、子どもたちをめぐる環境は、大きく変化した。高度経済成長の影響を受け、都市化が進行し、地域社会の変貌が進んだ。それに伴い、高等学校や大学への進学率が上昇し、受験競争の激化を招いた。

こうした状況に対応し、文部省（現文部科学省）は、昭和四十三（一九六八）年に『小学校学習指導要領』（昭和四十六年四月施行）、翌年に『中学校学習指導要領』（昭和四十七年四月施行）、昭和四十五年には、『高等学校学習指導要領』（昭和四十八年四月施行）をそれぞれ改訂した。この改訂は、高度経済成長の影響を受けながら、系統主義の重視、科学技術教育のさらなる推進、国際的地位の向上をめざしたものであった。しかし、カリキュラムの過密化と詰め込み授業を押し進めたため、一九七〇年代に入ると、授業についていけない子どもたちが増加する一方、子どもを学習塾に通わせる親も急増した。

また、昭和五十一年から、中学校を中心に「校内暴力」が起こり、学校が荒れた。そのため、文部省は、昭和

五十二年には、『小・中学校学習指導要領』（昭和五十五年四月施行）を、昭和五十三年には、『高等学校学習指導要領』（昭和五十七年四月施行）を改訂した。これは、教育内容が高度化し、いわゆる「おちこぼれ」問題や、少年非行、校内暴力、いじめなどの諸問題が深刻化したため、教育内容を精選し、「ゆとりの時間」（学校裁量の時間）を新しく設けたものであった。昭和五十九年には、当時の中曽根康弘首相のもと、政府は、臨時教育審議会を設置した。同審議会は、昭和六十二年まで、四度にわたる答申を行なっている。

二年後の平成元（一九八九）年には、文部省は、臨時教育審議会の答申を受けて、教育課程審議会において、教育課程の改訂を行ない、『小・中・高等学校学習指導要領』（平成四・五・六年四月施行）の改訂をそれぞれ実施した。なかでも、小学校低学年の「社会科」と「理科」を廃止し、「生活科」を新設し、高等学校の「社会科」を「地理歴史科」「公民科」に再編した。

こうした状況を受けて、本市は、昭和六十三年度から、「人間尊重の教育を基盤とした生涯学習の基礎を培う」基本方針を示し、学校教育の充実を図るため、(1)学び続ける人間の育成、(2)共に生きる人間の育成、(3)心豊かな人間の育成、(4)健やかな人間の育成、(5)温かみのある人間の育成を基本目標と設定した。

平成七年一月十七日、阪神・淡路大震災により、本市の教育は、壊滅的な打撃を受けた。本市は、震災後の子どもたちの「心のケア」を中心とした「新たな防災教育」を展開し、平成八年度を、「復興元年」と位置づけ、「二十一世紀に生きるこころ豊かな人づくり」を基本方針とし、「震災の教訓を生かした、こころ豊かな人づくり」をサブテーマとして、(1)特色ある学校・園づくりの推進、(2)基礎的・基本的事項の定着と個性を生かす教育

の推進、(3)豊かなこころを育て共に生きる社会の実現をめざす教育の推進、(4)こころの琴線にふれる生徒指導と自己実現を図る進路指導の推進、(5)心身ともにたくましく生き抜く力を育てる体育・スポーツ活動及び健康教育の推進、(6)社会の変化に対応した教職員の意識変革と資質の向上の重点課題として定めた。

また、平成八年七月には、臨時教育審議会以来の教育改革の流れを受け継ぎ、中央教育審議会は「二十一世紀を展望した我が国の教育の在り方について―子どもに「生きる力」と「ゆとり」を―」を発表した。

平成九年度、本市は、震災後の復興と再生をめざす教育活動を展開し、生と死の重み・自然への畏敬の念・人と人との思いやりや助け合いの行動などの「生きる力」を育む教育を大切にし、前年度の基本方針を継承し、サブテーマを「生きる力をはぐくむこころ豊かな人づくり」とした。

平成十年、文部省は、教育課程審議会の答申を受けて、『小・中・高等学校学習指導要領』（小・中学校は平成十四年、高等学校は平成十五年施行）を、それぞれ改訂した。

本市でも、学校・家庭・地域社会の三者がそれぞれの役割を見直しながら、連携して展開する地域に根ざした特色ある教育活動を推進することとした。平成十一年度を「特色ある教育・元年」と位置づけ、「人材バンクづくり」、「特色ある教育・支援プラン」を進めた。

平成十二年三月、小渕恵三内閣の私的諮問機関として、教育改革国民会議が設置された。同会議は、十二月に「教育を変える一七条の提案」を行なった。この提案を受けて、文部科学省は、「二十一世紀教育新生プラン―インボープラン『七つの重点戦略』」を発表し、教育改革への取り組みの全体像を示した。

また、学力低下批判の影響もあり、平成十四年に、文部科学省は、「確かな学力の向上のための二〇〇二アピール『学びのすすめ』」を示した。ここでは、「心の教育」の充実と「確かな学力」の向上が教育改革の重要なポイントであり、現今の学校教育の大きな課題とされた。そして『小・中学校学習指導要領』の一部改訂、翌年に『高等学校学習指導要領』の一部改訂がそれぞれ行なわれた。さらに、平成十五年十二月には、中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」を受け、「確かな学力」の育成をめざして『学習指導要領』の一部改正が行なわれた。

平成十八年、安部晋三内閣は、私的諮問機関として「教育再生会議」を設置し、同年十二月には、「教育基本法」改正を行ない、翌年には、それに関連する教育三法案（学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法）の改正を実施した。

平成二十年には、福田康夫内閣が「教育再生懇談会」を設置し、携帯電話持ち込み禁止や学校裏サイト防止などが検討された。また、文部科学省は、同年に『小・中学校学習指導要領』を、平成二十一年に『高等学校学習指導要領』の改訂を行なった。

**本市の教育方針とその特色** 本市は、国の教育政策と県の教育政策をそれぞれ鑑みつつ、独自の方針に基づいて教育行政を行なっている。戦後から現在まで、教育の目標は大きく変わってきた。学習内容については、戦後から昭和四十年代前半までは、知識、科学、技術などの体系化された教授内容を、一定の筋道に従って習得させようとする「系統学習」が重要視され、科学技術教育や国際競争力の向上などがめざされた。その後、「カリ

キュラムの過密化」などによる落ちこぼれ問題や非行問題などが深刻化したこともあって、国の教育方針は系統学習から経験学習の重視へと移行し、「基礎・基本の定着」や「ゆとり」の確保へと舵を切ったのである。

本市では、国の方針を実現するため、毎年度『指導の方針』を策定し、市立学校園に周知を図っている。『指導の方針』を追っていくと、国の方針と学習指導要領を實踐し、その理念を実現するための具体的な努力が読み取れる。昭和三十年頃までは、平和教育の推進や民主教育の推進が重要視されている。その後、昭和三十年代半ば頃からは科学技術教育や健康教育に関心がおかれるようになった。昭和四十年代半ば頃には、経済成長によって顕在化した健康問題や人権意識を重視した教育が展開されるようになった。

例えば、昭和四十七年の『指導の方針』には、主要施策として(1)同和教育の推進、(2)教育内容・教育方法の改善、(3)特殊教育の充実、(4)幼児教育の振興の四つがあげられ、健康を守り育てる施策として(1)健康教育の推進、(2)学童等の安全と災害防止、(3)学校給食の充実、(4)社会体育の振興があげられている（『教育委員会三十周年記念誌』）。

昭和六十二年までの臨時教育審議会答申に掲げられた個性重視や生涯教育への移行といった課題は、既に本市において先取りされていた。例えば、昭和四十一年度の『指導の方針』では、「子どもひとりひとりの最大限の成長をはかるためには（後略）」（『教育委員会二十周年記念誌』）、また昭和四十三年度では「ひとりひとりを生かす教育」として「児童生徒に対する深い内省的理解を基礎として、その個性能力の伸長をはかる」（『教育委員会二十周年記念誌』）など、子どもの個性に対する関心が表われている。その後の子どもへのまなざしやカウンセ

リング・マインドなどの萌芽としても読むことができる。

昭和六十三年度からは、「人間尊重の教育を基盤とした生涯学習の基礎を培う」を基本方針とし、(1)学び続ける人間の育成―自己教育力の確立―、(2)共に生きる人間の育成―人間関係の進化―、(3)心豊かな人間の育成―生活文化の向上、(4)健やかな人間の育成―体力・気力の充実―、(5)温かみのある人間の育成―人権意識の高揚―の五つの基本目標と主な努力事項を設定した(『教育委員会四十周年記念誌』)。こころの教育と生涯学習の重要性をうたうこの基本目標は平成に入ってから踏襲された。

平成十四年度から順次、実施された学習指導要領改訂による教育内容の削減、いわゆる「ゆとり教育」や完全学校週五日制の実施などを背景に、子どもたちの学力低下の議論が起こった。児童生徒が授業を十分に理解していない実態や、いじめ・不登校などの教育課題が深刻な状況であり、いわゆる「学級崩壊」も生じた。一人ひとりの個性や基礎学力の向上に向けて、複数担任制・教科担任制・少人数学習指導など、新学習システムを導入した。

国においては、教育基本法の改正、教育振興基本計画の策定などが行なわれ、小・中学校学習指導要領改訂が告示され、平成二十一年度からの学習指導要領の移行措置と次々に教育改革が進められた。

新学習指導要領では、基礎的・基本的な知識・技能を活用した思考力・判断力・表現力の育成、とりわけ「言語活動の充実」、「理数教育の充実」が示された。また、小学校から中学校につながる円滑なシステムづくりの構築、新学習システムの一層の充実が求められた。

## 第二節 施設整備と予算

### 一、市立学校園の整備

#### 新設された学校園

昭和四十年四月の本市の市立学校園は、高等学校一校、中学校二校、小学校四校、幼稚園五園であった。

小学校では、市北部の市街化に伴い、児童増加に対処するため、昭和四十七年四月に朝日ヶ丘小学校を開設した。また、山手小学校においても過密状況であったため、校区審議会から「学校規模を適正化し、教育活動の効率化を高めるため、山手小学校を分割し、新しい小学校を建設すること」の答申を受け、昭和五十三年四月に三条小学校を開設した。昭和四十三年から着工した芦屋浜の埋立事業により、芦屋浜シーサイドタウンの完成に伴い昭和五十四年四月に潮見小学校、同中学校、同幼稚園を開設した。昭和五十七四月には、精道・宮川両小学校の過密の解消対策として打出浜小学校、芦屋浜シーサイドタウン内の人口増加への対応策として浜風小学校を開設した。

幼稚園では、昭和四十七年に朝日ヶ丘幼稚園、昭和五十年に西山幼稚園、昭和五十一年に伊勢幼稚園、昭和五十四年に潮見幼稚園、昭和五十六年に浜風幼稚園を開設した。

震災後の平成十一年、山手・三条校区の幼児・児童数の減少に伴い、三条小学校を山手小学校に、山手幼稚園

区 分	名 称	設立年月日	統廃校年月日
高等学校	芦屋高等学校	昭和36年10月21日	平成19年3月31日廃校
中 学 校	精道中学校	昭和22年 4月 1日	
	山手中学校	昭和22年 4月 1日	
	潮見中学校	昭和54年 4月 1日	
小 学 校	精道小学校	明治 5年 9月10日	
	宮川小学校	昭和 2年12月 1日	
	山手小学校	昭和 8年12月 1日	
	岩園小学校	昭和 8年12月23日	
	朝日ヶ丘小学校	昭和47年 4月 1日	
	三条小学校	昭和53年 4月 1日	平成11年4月1日山手小学校に統合
	潮見小学校	昭和54年 4月 1日	
	打出浜小学校	昭和57年 4月 1日	
	浜風小学校	昭和57年 4月 1日	
	幼 稚 園	精道幼稚園	明治44年10月 1日
宮川幼稚園		昭和 9年 4月 2日	
山手幼稚園		昭和 9年 4月20日	平成11年4月1日西山幼稚園に統合
岩園小学校		昭和 9年 4月 2日	
小槌幼稚園		昭和39年 4月 1日	
朝日ヶ丘幼稚園		昭和47年 4月 1日	
西山幼稚園		昭和50年 4月 1日	
伊勢幼稚園		昭和51年 4月 1日	
潮見幼稚園		昭和54年 4月 1日	
浜風幼稚園		昭和56年 4月 1日	

8-1 市立学校園の設置一覧 (資料)教育委員会20・30・40・50周年各記念誌

を西山幼稚園にそれぞれ統合した。市立学校園の設置一覧は8・1のとおりである。

#### 施設の整備

昭和四十八年、国道四三号による騒音・振動に対処するため、精道幼稚園園舎を川西町に建設し、移転した。また、校舎の老朽化により、平成八年度に宮川小学校、平成十三年度に岩園小学校、平成十九年度に精道小学校の校舎を建て替えた。また、平成十二年度に山手小学校の統合後の新校舎が完成した。

旧耐震基準で建てられた校舎建物などで、耐震力がない建物の耐震補強工事を行った。

小学校では、朝日ヶ丘小学校(平成十九～二十年度)、潮見小学校(平成二十一～二十二年度)で施工した。また、中学校では、山手中学校(平成十三～十五年度)、精道中学校(平成十九～二十一年度)、潮見中学校(平成二十一



（二十二年）で施工した。

## 二、教育予算の推移

8・2は昭和四十年から五年ごとに平成二十年度までの教育費の予算額と決算額を示したものである（ただし、昭和六十～平成元年度、平成元～五年年度の期間は、それぞれ四年）。予算・決算は、經常費と、校舎の建築など投資的経費としての臨時費で構成されている。

**昭和四十年** 決算額でみると（以下同じ）、この年は、教育費総額三億六六七〇万円（一〇万円未満四捨五入、以下同じ）、そのうち小学校費は經常費と臨時費あわせて六〇二〇万円である。この年は、高等学校費が一億一八六〇万円で総額の三三・三％を占め、総額に占める割合が最も高くなっている。

**昭和四十五年** 小学校費が三億七六〇〇万円、総額の四七・三％で、教育費の費目中、首位を占めている。投資的経費では、総額二億八九六〇万円のうち、二億五三九〇万円、八七・七％を占めている。北部地域の市街化に伴う児童増加に対処するため、朝日ヶ丘小学校の建設に着手、校地造成工事や新校舎設計のための費用や、精道小学校の改築を行なった費用である。精道小学校の改築が完了したことで、市立小中高のすべての校舎が鉄筋化を達成した。

**昭和五十年** 投資的経費は一六億三五七〇万円で、総額三一億六二四〇万円の五一・七％を占めている。

第八章 学校教育のあゆみ 多面的な取り組み

(予算)

(単位：千円)

区分	昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度						
	经常費	臨時費	经常費	臨時費	经常費	臨時費	经常費	臨時費	经常費	臨時費					
教育費総計	241,735	152,650	394,385	451,678	301,536	753,204	1,503,598	954,912	2,638,510	2,494,887	2,612,655	5,107,542	3,119,940	598,091	3,758,031
教育総務費	257,201	109,480	360,681	504,971	289,609	794,380	1,326,707	1,659,719	3,162,386	2,564,142	3,454,706	6,018,848	3,078,816	6,253,542	3,714,838
小学校費	45,281	42,361	42,361	59,874	59,874	59,874	9,000	282,695	343,677	343,677	343,677	343,677	427,835	427,835	
中学校費	51,961	54,800	45,281	67,184	1,469	68,653	282,092	13,310	354,544	354,544	354,544	354,544	361,411	361,411	
高等学校費	55,498	4,721	60,219	122,109	253,893	376,022	193,262	316,971	316,971	283,822	2,313,724	2,597,506	420,303	454,381	
幼稚園費	20,707	21,240	41,947	41,559	15,000	56,539	83,597	93,300	176,897	128,882	653,720	653,302	146,023	194,600	
中学校費	21,814	22,148	46,962	42,526	14,719	57,065	73,446	93,855	167,301	189,265	802,354	991,797	141,096	178,102	
高等学校費	34,238	300	34,628	68,653	6,429	75,282	229,206	74,737	313,943	412,723	2,818,42	633,865	513,247	19,700	
幼稚園費	42,696	298	42,696	67,378	13,729	81,107	177,574	336,420	513,294	576,863	35,888	612,251	706,203	52,213	
社会教育費	44,416	44,416	44,416	74,669	8,816	83,285	202,219	358,376	700,965	389,384	307,563	411,446	803,584	1,038,17	
保健教育費	14,801	1,480	14,801	32,398	1,054	33,452	307,563	304,710	304,710	423,013	71,412	494,425	548,286	14,600	
	3,740,793	1,828,060	5,568,853	5,218,016	2,057,993	7,276,009	4,496,470	275,265	4,124,539	208,250	4,332,789	3,361,924	8,200,92	4,182,016	
教育費総計	3,740,793	1,828,060	5,568,853	5,218,016	2,057,993	7,276,009	4,496,470	275,265	4,124,539	208,250	4,332,789	3,361,924	8,200,92	4,182,016	
教育総務費	3,740,793	1,828,060	5,568,853	5,218,016	2,057,993	7,276,009	4,496,470	275,265	4,124,539	208,250	4,332,789	3,361,924	8,200,92	4,182,016	
小学校費	651,414	1,225,0	663,664	972,429	972,429	811,506	10,000	821,586	755,515	7,000	762,515	906,713	906,713		
中学校費	457,038	74,833	713,367	840,815	1,801,92	840,815	817,819	10,933	828,432	703,249	7,006	712,315	914,089	914,089	
高等学校費	497,589	114,648	549,589	571,411	1,801,92	731,603	430,515	121,130	551,665	370,539	46,300	416,949	239,280	614,974	
幼稚園費	138,249	279,380	417,629	213,552	1,160,200	330,152	172,517	10,800	183,317	161,989	142,450	304,439	156,954	589,439	
社会教育費	142,373	278,794	421,167	455,729	1,062,257	302,981	176,804	10,275	187,081	153,839	142,418	291,357	169,200	215,556	
保健教育費	353,993	9,270	363,173	455,729	41,983	497,712	473,286	15,560	488,314	449,313	2,000	451,303	449,313		
	361,305	8,034	369,339	446,280	261,127	472,407	457,180	15,024	472,204	402,286	1,502	403,800	567,741	28,300	
幼稚園費	356,604	23,790	357,462	725,014	30,339	775,954	618,275	6,530	625,125	650,289	8,991	659,280	545,957	20,834	
社会教育費	975,674	1,334,930	2,210,424	1,520,390	1,654,740	3,175,330	1,267,780	87,290	1,355,070	1,173,150	1,419	1,174,669	888,092	1,177,505	
保健教育費	994,102	1,224,477	2,218,849	1,519,411	1,407,075	2,926,488	1,265,544	74,385	1,339,839	1,885,054	6,004	1,191,458	882,007	1,192,819	
	601,003	31,930	632,933	758,301	14,528	772,829	722,613	24,155	746,768	563,734	563,734	563,734	466,730	4,000	
	628,988	29,289	658,257	763,552	11,991	775,543	691,418	23,165	714,583	529,486	529,486	529,486	441,293	3,108	

8-2 教育費 予算・決算額 (資料) 「市歳入歳出決算書」

そのうち、幼稚園費が三九・二％、社会教育費が三四・一％、両者で投資的経費の七〇％以上を占めている。幼稚園に関しては浜地区の入園率を緩和するため伊勢幼稚園の用地買収および新築事業に三億六三九〇万円が投じられた。また、社会教育関係としては、福祉文化センター建設に五億五八四〇万円が充当されている。

**昭和五十五年** 小学校費が、総額六〇億一八八〇万円の四三・二％、二五億九七五〇万円を占めている。この年は昭和五十七年に開校を予定している浜風・打出浜両小学校の設計や三条小学校の増築工事と用地買収などを行なっている。

**昭和六十年** 投資的経費が六億二六五〇万円で総額三七億一四九〇万円の二一・九％で、その比率は小さくなっている。しかし、社会教育費が総額の二二・五％を占め、翌年の新図書館建設に向けての実施設計、国指定重要文化財旧山邑家住宅の保存改修など、文化施設の整備に費用が充てられている。

**平成元年** 投資的経費が一七億五三一〇万円で総額の三一・七％を占めている。そのうち社会教育費が一・二億二四七〇万円、六九・九％を占め、美術博物館の建設着手、野外活動センターの改修など、文化施設の整備が一段と進められた。

**平成五年** 投資的経費は二九億五二二〇万円で総額の三七・二％を占めている。そのうち社会教育費が一四億七一〇万円を占め、平成五年度も社会文化施設の整備に投資的経費の多くが投じられていることがわかる。

**平成十・十五・二十年** 平成十年度は行政改革緊急三カ年実施計画に基づき、事務事業の抜本的見直し

などに取り組み、市の一般会計も緊縮予算となり、教育費も決算額で四六億八二四〇万円、一般会計決算額五四六億七八九〇万円の八・六％となっている。特に、投資的経費は、二億二四二〇万円で教育費総額の四・八％にすぎなくなっている。平成十五年度、二十年度も投資的経費は、それぞれ二億二八四〇万円、五億五六五〇万円、教育費総額に占める比率も五・六％、一四・二％で金額、比率とも高いとはいえない。

平成十年度以降、表に掲げていない年度も含めて投資的経費が一〇億円に満たない年が過半を占めている。この時期までに教育施設の整備がほぼ完了したともいえるが、厳しい財政事情が教育予算にも影を落としている結果であるともいえよう。

## 第三節 学校園の状況

### 一．幼稚園

#### 幼稚園の状況

兵庫県には戦前から阪神地域に幼稚園が多く設置されていた。昭和三十一年には、県内の幼稚園数は五一二園（国公立三〇九園、私立二〇三園）で、東京都に次いで全国二位で（『兵庫県教育史』）あった。平成二十一年では、七四二園（国公立五〇〇園、私立二四二園）と、東京都（二〇六二園）、大阪府（八〇四園）に次いで三位となっている（『学校基本調査』平成二十一年度）。

第一次ベビーブームによって幼児数が急増し、保護者の幼稚園教育への関心の高まりも相まって、昭和二十年代後半に入園希望者が激増した。特に人口が集中した阪神地区では、定員増や園の新設など、対応策が昭和四十五年頃まで行なわれた。

昭和三十一年の市内の幼稚園は、公立（市立）幼稚園が四園、私立幼稚園が五園の計九園であった。平成二十一年では、公立幼稚園が九園、私立幼稚園が四園で計一三園となっている。

教育内容は時代によって変化している。昭和三十年代は、幼児の自発性・創造性を重視した自由遊びを中心に、表現力を高める教育がなされた。四十年代には、共通の体験をベースにした、室内で多数が活動する身ぶり表現を中心にした活動が行なわれ、五十年代には室内外での活動に移行し、自然や体力づくりへの関心が高まった。昭和六十年代になると、園児の減少のために、一人ひとりの個性を尊重する保育に転換した（『兵庫県教育史』）。

**保育方針と特徴** 市立幼稚園では、昭和四十七年度から、同和教育、生涯教育の観点から従来の保育内容について見直し作業を開始した。昭和四十九年度から障がい児の受け入れを行ない、障がい児を中心にした学級づくりや指導方法に工夫を重ねた。

昭和五十一年から五十三年度にかけて、「二四ヶ月カリキュラム」を策定した。このカリキュラムは、園児が自由に遊ぶことによって、自立心や連帯感・責任感、他への思いやりなど、人の心の根本的なものを育てる場にしようとするものである。生活全体を総合遊びとしてとらえ、健康、社会、自然を基盤に、生活を総合的に高め、心

情を育成することをねらいとしている（『教育委員会三十周年記念誌』）。

平成元年、『幼稚園教育要領』が二六年ぶりに改訂され、幼児が発達していく姿を捉える側面を、従来の「健康」、「社会」、「自然」、「言語」、「音楽リズム」、「絵画制作」の六領域から、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の五領域にまとめ、指導を行なうための視点とした。本市ではこれを受けて、新しい視点から幼児と歩む幼稚園教育の実践に取り組んだ。平成六年、兵庫県で開催された全国幼稚園教育研究大会で、本市の三幼稚園が公開保育を行なった。

平成十一年度から家庭・地域との連携を図るため「教育ボランティア」を募り、「人材バンクづくり」に努めた。

平成二十年三月の『幼稚園教育要領』の改訂に伴い、「二四ヶ月カリキュラム」の見直しを行なった。幼児期に育てたい姿として、豊かな心情を育成することを第一に考え、知、徳、体の融合した幼児像を掲げ、幼児のこころの教育を進め、生きる力の基礎を育むための研究が深められた。それぞれの園の実状に即した研究テーマを掲げ、その具現化を図っている。そのほか、子育て支援の一環として、幼稚園の降園後、親子のふれあい、子ども同士のかかわり、また保護者同士の交流が図られるように親子に園庭を開放している。

本市に所在する私立幼稚園の歴史は古く、大正十一年に芦屋聖マルコ学園愛光幼稚園、甲陽学園甲陽幼稚園が開園し、昭和二十八年に芦屋大学附属幼稚園、昭和二十九年に芦屋みどり幼稚園が開園した。それぞれ独自の教育方針を掲げ、三から五歳児を対象に特色のある保育を実施し、計四六一人（『学校基本調査』平成二十一年度）が在籍している。

## 二、小学校

### 学習活動

本市の公立小学校では、昭和四十六年からの同和教育の取り組みにより、児童一人ひとりを大切に、差別を許さない教育を基礎に進めた。これまでの授業運営を見直し、子どもが自主的、主体的に課題解決ができるように、また、同和教育推進のための加配教員を配置するなどさまざまな取り組みを進めた。さらに、通知簿の評価方法の改善を行ない、これまでの相対評価を廃し、児童一人ひとりの到達度による絶対評価に切り替えた。評価の観点が児童や保護者にわかりやすく、学習の励みになるよう工夫を重ねた。

昭和五十八年度は、新たな事業として、緑豊かな自然のなかに一定期間滞在し、自然の観察、創作活動や地域交流などを内容とする体験活動が一校をモデル校として実施された。平成元年から自然学校として全校で実施されている。また、児童の個性の伸長を図り、自主・創造的な学習活動を奨励する事業として、毎年、「自由研究発表大会」「自由研究・教育活動展」などを開催している。

平成七年の阪神・淡路大震災の体験を生かして、平成八・九年度には文部省の防災教育モデル地域指定事業の指定を受け、研究成果を発表した。また、「いのち」を守る防災マニュアルを編集発行したり、市立学校園一斉避難訓練などを実施した。

平成十四年度に創設された「生活科」や「総合的な学習」に関しては、その趣旨について保護者などへの広報活動を行ない、理解と協力を得て実施した。また、国際理解の一環としてコミュニケーション力を培うため英語

活動を実施した。

平成十六年度、「学力向上研究支援プラン」や「学力向上フロンティア事業」などの研究を通して、学習指導要領の内容理解を深め、学力向上の一層の充実を図った。低学年の複数担任制、高学年の教科担任制、小中学校での少人数指導など新学習システムを活用し、指導方法の改善に努めた。また、児童の読書意欲を喚起するため朝の読書タイムや保護者・教育ボランティアによる本の読み聞かせなどを実施した。

平成十七年度は、「学力向上パワーアッププラン」に基づき、ドリルタイムなどの個別の学習を通し、基礎・基本の学習の定着や宿題などの課題学習の見直しを行ない、学ぶ習慣を身に付けさせる工夫を行なった。また、開かれた学校づくりをめざして、教育活動の公開など、学校からの積極的な情報公開に努めた。

平成二十年度は、幼児・児童・生徒の豊かな「人間力」を育むため、「ブックワーム（本の虫）、苜屋っ子」の育成をめざして、学校園・保護者・市民・図書館関係者の参画と協働による「子ども読書の街づくり」に取り組み『ブックワーム苜屋っ子 本が大好き読みたいな 子どもに読ませたい図書リスト四〇〇選』を作成し、リストを配布した。

### 三三 中学校

**学習活動** 本市の公立中学校では、昭和四十六年以後、一人ひとりを大切にする「個の指導」へと転換した。いわゆる「落ちこぼれ」をなくすために、授業改善の工夫や「教科複数担任制」を行なった。



昭和五十八年度から、生徒の個性の伸長を図り、自由・創造的な学習活動を奨励する事業として「総合文化祭」「総合音楽会」「自由研究発表会」「学校園教育活動展」「工夫創作作品展」などを開催した。昭和六十年代から、国際理解教育を推進するため、三中学校合同の「英語祭」を開催した。英語祭は、暗唱・スピーチ部門、英語作品の展示や英語劇、英語の歌など多彩な内容で実施してきた。平成十九年度に事業の見直しを行ない、英語作品の展示が中学校総合文化祭に引き継がれている。昭和六十三年度から、外国人講師による英語科の授業を実施し、ネイティブ・スピーカーの話の内容を聴き取ったり、発音を学ぶなど一定の成果をあげている。

平成三年度から三中学校がボランティア活動に関して指定研究を受け推進した。内容は、市内の福祉施設の三田谷治療教育院との交流、ボランティア活動の研究、仮設住宅の住民との交流であった。仮設住宅の住民との交流はその後、震災復興住宅の高齢者との交流へと深まっていた。平成七年の阪神・淡路大震災を境にボランティア活動への意識が一気に高まり、その活動が充実してきたことが大きい。学習面については、基礎・基本の学力を重視した学習指導を進め、生徒の個性を生かした学習指導に取り組んできた。

平成十年度から地域の福祉施設や公共施設に通って学ぶ「トライやるウィーク」が実施された。この事業は、二年生の生徒を対象に、生徒の主体性を尊重したさまざまな活動や体験を通して、豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、自分なりの生き方をみつけることができるよう、支援するものである。

中学校においては、日々の教材研究をもとにした基礎・基本の定着を図る授業を実践してきたが、よりきめ細かく個人差に応じた指導ができるよう、平成十八年度から学習指導員（チューター）を配置し、数学の授業など

において、少人数による授業や複数教員による授業を行なっている。

#### 進路指導と進路

進路指導とは単に進学先を選択するだけでなく、人間としてのあり方、生き方の指導である。と位置づけ、進路指導計画を立てている。そのなかで、冊子「進路の学習」を活用し、「学ぶことの意味」、「職業を考える」、「男女共同参画」など幅広いテーマで進路を考えられるように取り組んでいる。

平成十七年度選抜より神戸第一学区と芦屋学区との統合により、本市の生徒の卒業後の進路選択の幅が大きく広がることとなった。また、県立芦屋高等学校が全県から受験可能な単位制となり、各中学校ではよりよいねいに生徒の興味・関心、適性を考慮した進路指導が求められるようになった。

本市では、市立中学校を卒業した生徒の高等学校進学率は非常に高く、昭和四十六年の時点で九五・八%であった。全国で高等学校に進学する生徒が九〇%を越えたのが昭和四十九年であることを考えると、非常に早い時期に高校への進学が市民の間に定着していたといえる。

#### 四・ 高等学校

高等学校の現行の学科制度は、第一に教育課程、第二に学年による教育課程、第三に学科による教育課程の三つによって分類される。第一は全日制・定時制・通信制という区分、第二は学年制・単位制という区分、第三は「普通教育を主とする学科」(普通科)・「専門教育を主とする学科」(専門科)・「普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科」(総合学科)、という区分である(『現代教育史事典』)。

平成二十一年度において全国レベルでみると、通信制を除く全日制と定時制の生徒数三三三万八八六一人のうち、全日制三二二万七六七六人、定時制一一万一一八五人となっており、十年前と比較すると全日制は約八七万人の減少、定時制は六五〇〇人の増加である。また、本科普通科に在籍している生徒数は二四一万四三四四人で七二・三％、専門科は七五万八七五二人で二二・七％、総合学科は一六万五七六五人で五・〇％となっている（『学校基本調査』平成二十一年度）。

特に、学年の区別なく、また生徒個人の興味関心に応じて受講する科目が選択できる単位制は、昭和六十三（一九八八）年から定時制・通信制課程において導入され、平成五（一九九三）年から全日制でも設置が可能となった。普通科単位制を採用する高等学校は、平成二十一年度の時点で全国に五三九校あり、北海道の三〇校に続き、兵庫県は二五校で二位である（『学校基本調査』平成二十一年度）。

**市立芦屋高等学校** 市立芦屋高等学校は、昭和三十七年設立され、平成十九年三月、四十五年の幕を閉じ廃校になった。同校では、昭和四十六年以後、同和教育の推進とともに、一人ひとりを大切にする「個の指導」へと転換し、昭和四十七年度に肢体不自由生徒、昭和四十九年度に障がい児（知的障がい）を受け入れた。昭和六十二年度から国際理解教育を推進するため、外国人講師による英会話授業、昭和六十三年から中国語の授業を実施した。また、「市立芦屋高等学校生徒海外派遣」（昭和六十三～平成四年）、「市立中学校・高等学校生徒海外派遣」（平成五～十三年）事業として、本市の姉妹都市であるアメリカ合衆国モンテペロ市など（昭和六十三～平成十一年）およびオーストラリア国ヴィクトリア州ナザリアに生徒を派遣し、ホームステイをしながらの語学研

修や現地校の生徒などとの交流を深めた。しかし、昭和五十年代後半から全国的に「教育荒廃」と呼ばれる事象が発生し、本校においても中途退学者や問題行動の増加が表面化してきた。

平成十二年二月、県教育委員会は、「県立高等学校教育改革第一次実施計画」を提示した。そのなかで、今後の高等学校は、生徒の興味・関心や進路意識が多様化し、新たな学校・学科・教育方法が求められること、また、本市のような小さな通学区の見直しも検討課題とされた。少子化による生徒の減少、中途退学者の増加などの実状をふまえ、本市は、現実的な対応策とともに、長期的な構想を立てるため、「芦屋市学校教育審議会」に「今後の高等学校教育の在り方について」を諮問するなど、市内部において慎重に検討を重ね、平成十九年三月に廃校することを決定した。

**県立高等学校** 県立芦屋高等学校は、昭和十五年に設立された旧制の県立芦屋中学校を前身とし、平成十七年度に普通科単位制に学校改編をした。

県立芦屋南高等学校は、昭和五十四年に開校したが、平成十五年の県立国際高等学校の開校に伴い平成十七年三月に閉校となった。県立国際高等学校は、国際教育の専門科単位制高校として県下唯一の国際文化コースを設けている。

定時制の県立武庫高等学校は、昭和二十三年四月に開校し、働きながら学ぶ生徒の教育にあたったが、時代の変化とともに生徒数が減少し、平成十六年廃校となり、五十六年の歴史に幕をおろした。

## 五. 私立中・高等学校

本市には、甲南学園甲南高等学校・甲南中学校、芦屋学園高等学校・中学校がある。

甲南高等学校・甲南中学校の前身は、大正八年に設立された七年制の旧制高等学校で、昭和二十二年学制改革により中学校を、昭和二十三年に高等学校を開校した。昭和三十八年、神戸市東灘区から本市に移転した。

芦屋学園高等学校・中学校の前身は、昭和十一年に設立された旧制の芦屋高等女学校で、昭和二十二年学制改革により芦屋女子高等学校・芦屋女子中学校として開校した。昭和六十年、高等学校に国際文化科を増設した。

昭和六十一年に芦屋学園創立五十周年を機に、芦屋大学附属高等学校・中学校に校名を変更し、平成二十一年に芦屋学園高等学校・中学校と改称した。

## 六. 中等教育学校

平成九（一九九七）年、第一五期中教審の第二次答申において提唱され、平成十一年に制度が発足した中高一貫教育は、中学校と高等学校の教育が中等教育として一貫して行なわれることをめざしたものである。実施形態には、「二つの学校において一体的に中高一貫教育を行う『中等教育学校』、地方公共団体等が中学校と高等学校を併設し、高校入学者選抜をなくして一貫教育を行う『併設型』、既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校の間で教育課程の編成や教員・生徒の交流などで連携を深める『連携型』、の三つがある」（『現代教育史事典』）。

平成十五年四月に開校した県立芦屋国際中等教育学校は、「一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う」中等教育学校であり、国際科をおいた学校としては国内初である（「文部科学省ホームページ」）。

## 七．大学

### 芦屋女子短期大学

芦屋女子短期大学は、昭和三十五年、「家政科」のみの単科短期大学として開学した。

昭和四十三年四月に英文科と幼児教育科を設置した。翌年四月には、家政科、英文科、幼児教育科を家政学科、英文学科、幼児教育学科に変更した。英文学科は、当時、外国人教師の指導で授業が行なわれるトークショップが設置され、注目された。その後、平成十七年四月、家政学科に「調理師コース」を設け、新たに文化福祉学科を開設した。「調理師コース」は、兵庫県の短期大学では初めての設置コースとして注目された。

平成十九年四月、家政学科を生活創造学科に名称変更した。

**芦屋大学・芦屋大学大学院** 芦屋大学は、昭和三十九年、教育学部教育学科のみの単科大学として開学した。

昭和四十一年に産業教育学科、昭和四十七年に英語英文学教育学科、翌年に児童教育学科を増設した。

昭和四十四年に、芦屋大学大学院教育学研究科教育学専攻修士課程・博士課程を開設した。教育学の博士課程は私立大学の数少ない大学院のひとつである。また、昭和六十年には、大学院教育学研究科に英語英文学教育専攻および技術教育専攻・修士課程を開設し、大学院の拡充を図った。

昭和五十三年十一月、世界七か国の関係者が参加する「職業指導学国際会議」(文部省後援)を開催した。この会議では、各国の職業指導の歴史と問題点などが報告され、以後、芦屋大学で、七回にわたり、「職業指導学国際会議」が開催された。

平成十五年に、経営教育育成センター、平成十七年に、国際交流センターおよび教職教育支援センターをそれぞれ開設し、学生の支援体制を整備した。

平成十八年四月、英語英文学教育科を国際コミュニケーション教育科に変更した。また、五月に経営教育学部を新設し、平成十九年四月に、教育学部を臨床教育学部に変更した。さらに、大学院にアスベルガー研究所(翌年、発達障害教育研究所と改称)を設けた。

## 第四節 特別支援教育

### 一 特別支援教育の歴史

**法制化のあゆみ** 戦後の占領期の教育改革により教育を受ける権利が障がい児にも適用され、九年間の義務教育が保障されることになった。その特徴は、(1)戦前まで義務教育から排除されていた障がい児にもひとしく教育を受ける権利が保障された、(2)戦前に通常学校とは異なる勅令や規則・省令で規定されていた盲・ろう・養護

学校と特殊学級が学校教育法のなかに一元的に法制化された、(3)盲・ろう学校に加え戦前に任意設置であった養護学校が都道府県の設置義務となった、(4)教育対象や教育形態が拡充されたという四点にまとめられる（『現代教育史事典』）。

盲・ろう学校の義務制は昭和二十三年度に実現し、学年進行で九年かけて実施された。養護学校（精神薄弱・肢体不自由・病弱）の義務制は大幅に遅れ、昭和五十四年度によりやく実現した。

当時は特別支援教育を特殊教育と呼んでいたが、障がい児教育の発展は大きく二つの時期に分けられる。

第一の期間は一九六〇から一九七〇年代まで、高度成長に伴う公害の拡大・深刻化による重度心身障がい児が増加した時期であった。この時期、障がい児が教育を受けることは権利であるという認識が生まれ、その権利の獲得が課題であった。実際、障がい児の労働訓練が人格の形成よりも重視される傾向があり、そのうえ、重複障がいのある子どもは「教育不可能」と考えられていた。したがって、労働力として見込めない重度の障がい児は特殊教育の対象から外されていた（『障害児教育の歴史』中村満紀男・荒川智編、明石書店、二〇〇三年）。前述のように養護学校の義務制が昭和五十四年度まで実現しなかったのは、このような考え方によるものだと思われる。

第二の期間である一九八〇から二〇〇〇年代までは、障がい児教育の拡充期ととらえることができる。昭和五十六年の国際障害者年と、それに続く「国連障害者の十年」（一九八三―九二年）の取り組みがあり、日本社会も高度成長期を終えて「成熟社会」への移行を始めた時期である。障がい者教育の義務制が法的に一応整った後は、その整備や教育体制・内容を充実させる取り組みが始まった。特に、障がい児と健常児の対等・平等な関係



をつくり、人格の形成、人権意識と障がいの科学的理解を進めていくため、障がい児学校と協力校、また障がい児の居住地にある学校とが交流する「交流教育」や、重度の障がい児の学習を保証するための「訪問教育」などの充実が図られ、平成五年からは通級による指導も制度化された。この時期にはまた、就学前教育と後期中等教育の整備も課題となった。学校や障がいの種類によって温度差はあったものの、高等部への進学は、一九九〇年代末には希望者のほとんどが進学できるようになったのである。

その後、平成六年にユネスコの主催でスペインの都市・サラマンカで開催された「特別なニーズ教育に関する世界会議」において採択されたサラマンカ声明によって、「障がいを持つ子ども」は「特別な教育的ニーズのある子ども」として認識・表現が改められ、それを受けて平成十三年に、文部科学省は「特殊教育」を「特別支援教育」と改めた。平成十八年の法改正により、平成十九年から特別支援教育が実施されることになった。また、この時期より、特別支援教育の対象としてLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥多動性障がい）が追加され、通常の学級において特別の教育課程によることができるものとなった。

特別支援教育は、重度の障がいのある児童生徒を対象とした特別支援学校と、中度・軽度の障がいのある児童生徒を対象とする特別支援学級がある。特別支援学校には、平成十八年度までは盲学校、ろう学校、養護学校の三種類があったが、学校教育法の一部改正により、平成十九年度から特別支援学校に一本化された。全国では一〇三〇校に三万五六二人の児童生徒が在籍しており、兵庫県では四二校に四三六五人（「学校基本調査」平成二十年度）が在籍している。

平成二十二年四月、県立芦屋特別支援学校が開校し、小学部六〇人、中学部五六人、高等部一二二人の計二三七人の知的障がいのある児童生徒が在籍している。

中度の視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱の障がいのある児童生徒は、小学校・中学校に設けられている特別支援学級に通い、軽度の障がいのある児童生徒は、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けている。

少子化が進行しているにもかかわらず、知的障がいのある児童生徒の数は減っていない。全国でも県でも、障がいのある児童生徒数は単純増加傾向にある。ただ、盲学校の児童生徒数は、全国でも兵庫県でも、昭和五十年代から減少傾向にある。県の状況をみると、肢体不自由の養護学校在籍者も昭和五十年をピークに減少、病弱養護学校の在籍者も昭和三十八から四十七年まで微減、その後横ばい状態が続いた後、昭和五十七年をもう一つのピークにして減少している。これは、「医学や公衆衛生の進歩により、末梢の感覚器官に障害がある盲児が減少したことによるといえよう」。一方で、急増したのが知的障がいの養護学校在籍する児童生徒である（『兵庫県教育史』）。昭和四十五年では三〇〇人程度であったのが、昭和五十年には約八〇〇人になり、昭和六十年代には二〇〇〇人に達して以後横ばいになっている。

知的障がいへの関心が生まれたのはかなり遅い。県では、昭和三十二年に神戸大学教育学部付属明石小学校、昭和三十七年に同中学校に特殊学級が開設され、昭和三十八年には神戸市立青陽養護学校が精神薄弱養護学校として設置されたのが本格的な始まりである（『兵庫県教育史』）。

### 三田谷治療教育院

昭和十三年、三田谷啓さんたやひろう（一八八一—一九六二）によって設立された私立翠丘小学校は、障がいのある子どもたちを受け入れ、その治療教育にあたった。同校は同校卒業生の中学校教育も代行し、昭和四十七年、本市から中学校教員を派遣していたが、昭和五十三年度から同校卒業生を公立中学校に進学させるととした。なお、同校は平成元年まで存続した。

### 発達障害教育研究所

芦屋大学大学院に発達障害教育研究所が併設されている。この研究所は、アスペルガー症候群の治療教育・研究を行なう施設として全国初の試みであり、アスペルガー研究所として平成十八年六月に開設され、平成二十年四月に名称が変更された。子どもの発達支援を行なう臨床教育をめざすなか、「生得的な特質があり、社会適応の可塑性を持つアスペルガー症候群の組織的研究が、非常に遅れていることを憂い、適切な教育と社会生活上のサポートプログラムによって、弱点をカバーし、彼らの持つ長所、可能性を伸ばす方策を、研究する」という趣旨を掲げ、「臨床教育、臨床心理、精神科医、脳科学者、社会学者等が協力して」研究を進めるといふ体制をとっている。

### 本市の特別支援教育

本市では、豊かな心を育て、生きる力を育む教育をめざし、障がいの種類・程度・特性に応じた教育を受けることにより、基本的な生活態度および生活習慣を養い、自立と社会参加のために必要な知識・技術を身につけのばすよう指導してきた。昭和五十二年六月、芦屋市中心身障害児適正就学指導委員会規則を制定して以来、その就学指導委員会の答申に基づき、適正な就学指導を行なっている。昭和五十七年度から他市に先がけて実施している「なかよし交流キャンプ」は、障がいのある児童と障がいのない児童が共に一泊二

日のキャンプを通して交流している。

平成十六年度から特別支援学級の児童生徒への学習活動などの補助を目的として介助員、平成十八年度からLDおよびADHDなどの発達障がいのある子どもへ通級指導を行なう学校生活支援教員、平成十九年度から通常学級に在籍する発達障がいのある児童の支援としてスクールアシスタントをそれぞれ配置し、きめ細やかな指導を行なっている。

**みどり学級** 昭和四十二年に旧青少年センター内で小学校肢体不自由学級（みどり学級）、翌昭和四十三年に中学部を開設。昭和五十五年までに、成人部・幼稚部・乳幼児部を併設した。

昭和五十六年「住宅つき生涯学級」構想のもと、コミュニティ・ケアを基本とした肢体不自由児者通園施設（みどり学級）が、県・市の協力で、芦屋浜住宅団地内に完成した。

学級では、乳幼児から成人まで一貫した生涯にわたる教育・訓練プログラムを作成し、児童・生徒の学力や体力の向上のほかに趣味や特別技能の習得を基本とした結果、油絵、書道、将棋などに能力を伸ばして個展を開いたり、アマチュア将棋の全国大会で活躍した生徒を輩出した。

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、液状化により、園庭や建物周辺内部に大きな被害を被ったが、平成十一年に理学療法士の再配置、平成十一年に看護・養護職の配置を行ない、訓練や医療的ケアの充実に努めた。

平成十八年度末で在籍する児童・生徒がいなくなったため、平成十九年度から一八歳以上を受け入れる福祉施設「芦屋市立みどり地域生活支援センター」として組織改編を行なった。

**特別支援教育センター** 平成十九年度に、保護者および教員への指導・助言を行なうため、学校教育課内に特別支援教育センターを開設し、翌二十年度に体育館・青少年センター内に、移設した。

特別支援教育センターの業務は、(1)保護者等への教育相談・支援、(2)幼小中学校教員への相談・支援、(3)幼小中学校内研修への相談・支援、(4)関係機関への理解・啓発・連絡調整、(5)情報の提供及び情報の管理、(6)学校教育課の特別支援教育に係る事業との連携である。

## 第五節 同和・人権教育

### 一、同和・人権教育のあゆみ

**学校における同和・人権教育** 市教育委員会は、昭和四十四年八月に策定した「芦屋市同和教育の方針」のなかで、「同和教育は、法の下での平等の原則に基づき、現に社会の中に根強く残っているさまざまな差別をなくし、すべての国民に人権尊重の精神を身につけさせる教育である」と規定し、同和教育の推進に努めてきた（本市の人権推進・同和对策のあゆみについては、第一章第八節を参照）。昭和四十八年から同和教育指導員を配置した。同指導員は、各学校の同和問題に関する取り組みについての指導助言、研修会での講師、その他市民グループなどに指導助言を行ない、同和教育の推進に多くの実績を残した。

昭和六十一年十二月の市同和対策審議会の基本答申で、「本来の同和教育を具体的に推進する条件を明確にする」必要などが指摘された。小中学校では、年間指導計画・実践報告などを共通課題として「幼小中学校の同和教育」として冊子にまとめた。また、人権啓発活動として、全国的に行なわれる「憲法週間」、「差別をなくそう県民運動」、「人権週間」など積極的に取り組んだ。

平成八年十二月の芦屋市同和対策審議会の答申、「芦屋市における今後の同和施策のあり方について」において「同和施策の基本的方向」と「個別対策のあり方」が示された。個別対策のあり方に関して、(1)基礎学力の充実―学習指導の工夫・改善の必要性と地区児童・生徒の自立的な生活・学習習慣を身につけていくための事業の検討、(2)人権教育―すべての基本的な人権を尊重していくための人権教育として推進する、と指摘されている。この答申をふまえ市教育委員会は、(1)基礎学力の充実に関して、従来より、各校に対して基礎学力の充実のための教育委員会指定研究を行なってきたが、これを継続するとともに、各校においてなおいっそうの学習指導の工夫・改善に努め、一人ひとりを生かす教育の充実を図る、(2)人権教育については、県教育委員会作成の「友だち」、「防災教育副読本」などの利用により、人権教育を推進し、共に生きる社会の実現をめざして主体的に取り組む児童生徒の育成を図る、との計画を平成九年二月に策定した。

同和教育は、教育と啓発に分け、教育の部分は学校教育、啓発の部分は社会教育へ移行した。学校では、授業推進委員会や人権推進委員会を設置し、学校教育の基盤として人権教育を進めている。また「同和問題」に限らず、「男女共生」、「多文化共生」、「特別支援教育」など人権にかかわる課題の解決に向けて総合的に推進するための

体制の整備・充実に努めている。

## 第六節 学校問題への対応

### 一、青少年の非行問題の多発化

一九八〇年代に入ると、本市でも、青少年の非行問題の多発化が、学校教育の抱える最も深刻な課題のひとつとしてあげられるようになった。なかでも、中学校における校内暴力やいじめ、不登校などの問題は、深刻度を増していった。

本市では、個々の生徒の立場や環境を十分に考慮して、適切な指導を行なうことを基本にして、学校内体制の確立、家庭や地域との協力関係の強化を図った。また、学校間の情報交換・連携を図るため生徒指導担当者連絡協議会を設け、相互理解と共同指導体制を確立した。さらに、警察署・児童相談所・家庭裁判所などの連絡調整のほか、シンナー・ボンドの販売店に対して、非行予防の協力を要請して青少年を取り巻く環境の浄化に努めてきた。その結果、校内暴力など問題行動が減少しはじめ、平成三年度以降は著しく減少した。

平成七年一月の阪神・淡路大震災以降、個々の生徒との教育相談など充実を図った。平成十八年には、全国的にいじめの問題から自ら命を絶つという痛ましい事件が続き、本市では、命の大切さを訴えるとともに、いじめ

の早期発見に努めた。

## 二、カウンセリングセンター

青少年のもつ悩みや困難を解決して、健全な成長発展を援助することを目的として、青少年、保護者、教師の相談に応じるために昭和五十七年十一月「芦屋市カウンセリングセンター」が開設された。教育・思春期、ストレスなど各分野ごとに、専門のカウンセラーが面接および電話による相談に応じた。開設時から全国的に例のない夜間の相談業務を実施しており、相談件数は年を追うごとに増加した。

相談件数は、開設当初は二四三件であったが、相談内容の多様化に伴って昭和六十二年度には最大の一六二六件となった。平成十一年度は、健康や不登校を中心に計五九九件、平成二十一年度は、不登校や親子関係を中心に計一六六件である。

## 三、芦屋市生徒指導連絡協議会

昭和六十一年に「芦屋市生徒指導連絡協議会」が結成された。それまでの生徒指導担当者会を前身とし、市内の生徒指導に関する研修、情報交換などが各校担当者（一高校、三中学、九小学校の生徒指導担当者と愛護センター担当者、および平成十年からは適応教室担当者、教育委員会担当者）によって、一層自主的に充実されるものとなった。芦屋警察署少年係など関係諸機関との連絡会議や長期休暇に備えて、市内大型店との話し合いがも



たれるなかで、市内中学校における暴力事件の数も平成元年に入り、減少し始めた。平成三年度以降、市内三学が落ち着きをみせてきたことに伴い、いじめや不登校といった、心のケアを要する生徒指導への取り組みに重点をおき活動してきた。

#### 四・適応教室（のびのび学級）

児童生徒の不登校の問題は、大きな社会問題になってきている。本市でも、緊急かつ重要課題であると位置づけ、平成十（一九九八）年四月一日、不登校児童生徒一人ひとりに応じた教育相談や適応指導・保護者への支援、関係機関との連携を図りながら学校生活への復帰をめざす施設として、適応教室が開設された。平成十一年四月、適応教室は、芦屋市青少年愛護センター内から西山幼稚園との統合により閉園となった山手幼稚園に移転した。この適応教室の移転により、中庭をはじめ、池、花壇、畑、運動場、ホールなどの施設環境や施設周辺の自然環境を活かした活動を行なうことができ、通級児童生徒の「心の居場所」になっている。また、適応教室は、学校をはじめ、広報、芦屋ケーブルテレビなどの啓発活動により、その存在が広く知られるようになり、相談件数が増えた。その後、適応教室は、不登校児童生徒の支援施設として、学校・家庭および関係機関、関係組織との連携を大切にした取り組みを進めている。こうした活動や取り組みの結果、学校に復帰する通級者が始めている。

## 五. 打出教育文化センター

教育および文化の振興を図るため、平成三年四月に開設された。同センターは、昭和二十七年に設置された教育研究所を前身とする教育機関である。主な事業は、(1)教育に関する専門的、技術的な事項の研究、(2)教育関係職員の研修、(3)教育相談、(4)教育資料の収集および提供、(5)学校のネットワークシステムに関する事業、(6)教育や文化に関する事業のほか、会議室を地域の自治会・団体などに貸し出しを行なっている。

平成三年度は、国際理解教育、生活科教育など五研究部会を設け、教育に関する専門的、技術的な事項の研究に取り組んだ。また、理科実習、国際理解など五講座を開催し、教育関係職員の研修を行なった。平成二十年度は、外国語活動部会、情報教育部会など五部会で研究に取り組むとともに、「学校の野菜作り」、「裁判員制度」、「情報教育講座」など七三講座を開催し、多くの教育関係者の参加を得て実施した。

## 第七節 震災時の学校と地域

### 一. 避難所としての学校

#### 被害の実状

平成七年一月の阪神・淡路大震災によって、本市では、市民四二九人が亡くなり、三二二八

	1月17日	1月20日	1月31日	2月28日	3月31日	4月30日	閉鎖日
精道中学校	1,000	2,000	650	220	75	43	5月21日
山手中学校	200	200	54	46	28	17	5月14日
潮見中学校	400	720	100	15	閉鎖	閉鎖	3月 1日
精道小学校	1,000	2,030	642	409	195	120	5月16日
宮川小学校	1,000	1,000	530	136	100	71	5月21日
山手小学校	150	300	176	36	10	6	5月10日
岩園小学校	500	1500	348	250	122	51	5月21日
朝日ヶ丘小学校	100	250	77	閉鎖	閉鎖	閉鎖	2月 7日
三条小学校	300	130	113	55	55	18	5月15日
潮見小学校	1300	1000	247	68	3	閉鎖	4月14日
打出浜小学校	50	350	256	110	43	33	5月21日
浜風小学校	400	1500	296	27	閉鎖	閉鎖	3月15日
精道幼稚園	150	200	19	12	閉鎖	閉鎖	3月16日
宮川幼稚園			160	63	35	12	5月21日
小槌幼稚園	700	700	170	105	52	閉鎖	4月24日
朝日ヶ丘幼稚園	70	350	103	33	閉鎖	閉鎖	3月29日
西山幼稚園	300	300	102	50	33	21	5月15日
潮見幼稚園	170	170	50	閉鎖	閉鎖	閉鎖	2月22日
学校園小計	7,790	12,700	4,093	1,635	751	392	

## 8-3 避難所・避難者数の推移

(出典)『芦屋の教育復興を求めて 阪神・淡路大震災の記録』市教育委員会

人が負傷した。公立の学校園に在籍する児童生徒の内、幼稚園では三人の園児、小学校で二人の児童、中学校で七人の生徒が亡くなり、教職員も二人が亡くなった。家族を亡くした児童生徒は、小中学校あわせて二人、本人を含め家族が全員死亡したという痛ましいケースも三家族あった(『芦屋の教育復興を求めて 阪神・淡路大震災の記録』)。また、ほとんどの学校園で校舎などの建物も大きな被害を受けた。建物の継ぎ目の部分(EXP)が損傷を受け、なかには運動場に地割れが生じた学校もあった。

公立学校園は、避難所やその他の災害拠点施設として利用された。

一月十七日の震災から約二週間、小・中・高等学校は臨時休校し、避難所となった。各学校での避難者数は8・3のとおりである。避難者の総数は

一月十九日がピークで、五二か所、二万九六〇人にのぼり、一月二十一日には精道小学校一施設で市内最大の二二三〇人に達した。一月末までこのような状態が続いたが、その後、長期にわたって避難生活を余儀なくされた住民は、各学校の体育館（精道中学校・精道小学校・山手小学校・岩園小学校・打出浜小学校）や特別教室（精道中学校・山手中学校・三条小学校）、普通教室（精道小学校・宮川幼稚園・小槌幼稚園・西山幼稚園）やコミスク会議室（宮川小学校・潮見小学校）などで避難生活をした。また、山手中学校、精道中学校、潮見中学校、潮見小学校、浜風小学校、市立芦屋高等学校、県立芦屋南高等学校の七校の校庭には仮設住宅が建てられ、長期にわたって被災者が校庭で生活することになった。

## 二二 教育への影響

### 授業の影響への対処

学校の再開は、幼稚園が二月十三日、小・中学校は二月二日、高等学校は一月二十九日であった。再開直後は時間を短縮しての活動が行なわれ、幼稚園では一〇時から一一時三〇分、小・中学校、高等学校では一〇時から一二時までであった。開始時間は数日後から数週間後に九時になったが（幼稚園は九時半）、震災前の活動時間に戻るには小・中学校で二月十四日、高等学校で二月十三日、幼稚園では三月六日と、幼稚園を除いて震災から一か月を待たずに活動時間は戻ったのである。しかしながら、二月中は、各学校が依然として避難所として使用されており、市内の公立の小・中学校には一六三五人の避難者が生活をしていなかでの再開であった。また施設などが被害を受けたため、他の学校と合同で行なう活動もあった。

すべての学校園で三学期中の授業計画を立て直し、非常事態に備えた。幼稚園では生活発表会やお別れ遠足などを中止して保育時間を確保し、小学校でも学校行事を中止したり短縮したりして授業時間の確保に努めた。中学校ではセカンドスクールなどの行事を中止し、授業内容の精選・指導方法の工夫をして少なくとも授業時間に対応した。高等学校でも学校行事を中止したり変更したりして授業時間の確保に努めるなど、それぞれの学校園の実状に応じて創意工夫がなされた。

小・中学校で授業が再開されて約二週間後の二月十四日、簡易給食が始まり、完全給食再開は三月十四日に始まった。この時期はしだいに学校内の避難所が閉鎖され始めた頃である。

震災後、卒業式・入学式が間近に迫っていたが、体育館や多目的ホールが避難所として使用されている岩園小学校・精道中学校では卒業式を、精道小学校では卒業式も入学式も運動場にテントを設営して行なった。

住家が全・半壊のため市内において一時的に住居を移転した児童生徒については震災前に通っていた学校に通学することを認めた。

しかし、震災により、住んでいた芦屋を離れ遠く離れた地ではばらく生活することを余儀なくされた児童生徒も多くいる。児童生徒の転出の状況は、兵庫県内二八五人、近畿六四二人、中部八〇人、中国八一人、四国八七人、関東一四二人、九州八二人、東北・北海道一一人、海外五人、であり、合計一四一五人である。

復学の様子は、震災から一か月余り後の二月十四日では、小学校全体で六一・九%、中学校全体で八六・一%であった。朝日ヶ丘小学校の復学率は五七・八%で最も低かった。三月十三日時点では、小学校で七九・四%、中学

	(単位：%)	
	H7.2.14	H7.3.13
精道小学校	58.2	72.1
宮川小学校	60.9	74.4
山手小学校	69.1	82.6
岩園小学校	58.4	77.3
朝日ヶ丘小学校	57.8	79.6
三条小学校	63.6	70.4
潮見小学校	64.2	87.1
打出浜小学校	62.4	76.2
浜風小学校	64.1	88.9
小学校全体	61.9	79.4
精道中学校	83.9	86.4
山手中学校	86.6	89.3
潮見中学校	88.3	96.3
中学校全体	86.1	90.3

8-4 児童生徒の復学状況  
 (資料)『芦屋の教育復興を求めて  
 阪神・淡路大震災の記録』  
 市教育委員会

校で九〇・三％で、小学校と中学校では復学率にかなりの差が生じている。この時点で高かったのは、浜風小学校の八八・九％、潮見小学校の八七・一％で、低かったのは三条小学校の七〇・四％、精道小学校の七二・一％、中学校で高かったのは潮見中学校の九六・三％、低かったのは精道中学校の八六・四％であった。

平成七年の学期末で復学率が低かった学校の地域は、市内でも最も被害がひどかった地域で、この地域の児童生徒の多くが学期末にも元の校区に戻れないままであることがわかる(8・4)。

### 三、 ネットワーク・防災拠点としての学校

#### 自主防災組織

学校が避難所として機能したこと、そして実際に児童生徒が被災したという事実をふまえ、震災後、各学校は、防災拠点としての役割を自覚し、震災時に適切に機能するための計画と準備が始められた。

各学校では、毛布、乾パン、非常食、カセットコンロなどを数百から数千、常時備蓄することを始め、井戸水や連絡系統などの整備も始まった。また、避難訓練も、連絡系統の確認と市教育委員会との連携を密にして行な

れた。

特筆すべきは、市内の自治会やコミュニティ・スクールが大きな役割を果たした事実をふまえ、小学校区単位での自主防災組織の立ち上げが構想されていることである。各小学校区を防災生活圈とし、その圏内の「地域防災拠点」として各小学校を整備しながら、小学校区単位の自主防災組織をつくり、自治会やコミスクが中核となつて組織化が進められるよう、そのための環境整備がすすめられた。その主な活動内容は、(1)防災知識の習得・普及活動、(2)住民参加の防災訓練、(3)住民避難訓練、(4)災害弱者に対する援助活動、(5)非常時の応急活動、(6)情報の収集・伝達活動、である。

そのなかで学校が特に責任をもつて取り組み始めたのは、防災拠点としての機能整備や物資の確保と備蓄だけでなく、経験に裏打ちされた「心のケア」の必要性とそのための体制整備である。

被災した園児・児童生徒の PTSD に対処するため、市では平成七年十月十一から十三日に市内の幼稚園、小学校、中学校で「心のケア」アンケート調査を実施し、園児・児童生徒の保護者から回答を得た（回収数と回収率は、幼稚園で六五一人・九一・五％、小学校で三四八三人・八六・三％、中学校で一〇七八人・七四・四％である）。子どもの健康状態について、「問題がなかった」と答えた保護者は約七三％であるが、「一時間問題があったが今は問題ない」（二〇・五％）、「最近になって問題あり」（一・八％）、「地震直後から今も問題あり」（五・一％）と、震災後に何らかの問題があったと回答した保護者が二七％いた。特に、アンケート実施時点で問題があると回答した保護者が七％近くあり、震災から九か月が経った時点でも「心のケア」を必要とする子どもたちの存在が明

らかになった。この問題解決への必要性が強く確認されている。この結果を受け、本市の幼稚園・小・中学校ではそれぞれで研修会を開き、子どもの心を適切にケアすることができるよう努めている。